

平成26年第6回函館市教育委員会臨時会 会議録

- 1 日 時 平成26年6月30日（月） 午後1時30分
- 2 場 所 南北海道教育センター
- 3 出席委員 橋田委員長，小葉松委員，佐藤委員，山本委員
- 4 欠席委員 河村委員
- 5 事務局 政田生涯学習部長，小山学校教育部長，平井生涯学習部次長，
對馬生涯学習部次長，阿部管理課長
- 6 傍聴者 なし
- 7 付議事項
- 日程第1 議案第1号 函館市民会館条例施行規則の一部改正に関し，議決を求めること
について
- 議案第2号 函館市民体育館条例施行規則の一部改正に関し，議決を求める
ことについて
- 議案第3号 函館市民体育館駐車場管理規則の一部改正に関し，議決を求める
ことについて
- 日程第2 平成27年度使用小学校用教科用図書に係る説明会

■橋田委員長

- 開会宣言 午後1時30分
- 議事録署名人に，小葉松委員，佐藤委員を選任。
- 本日の日程のうち，日程第2，「平成27年度使用小学校用教科用図書に係る説明会」を「秘密会」としたいがいかがか。
- 異議がないので，秘密会とさせていただきます。

- それでは，日程第1，議案第1号「函館市民会館条例施行規則の一部改正に関し，議決を求めることについて」から議案第3号「函館市民体育館駐車場管理規則の一部改正に関し，議決を求めることについて」までを一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第1号から議案第3号までの3件について，順次，説明する。
- まず，議案第1号「函館市民会館条例施行規則の一部改正に関し，議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は，利用料金を指定管理者の収入とする利用料金制度を採用することとした函館市民会館条例の一部改正に伴い，規定を整備しようとするものである。
- 改正の内容については，利用料金制度の導入に伴い，使用料の後納，減免，還付に係る規定ならびに申請書等の様式を削除しようとするものである。
- 次に，議案第2号「函館市民体育館条例施行規則の一部改正に関し，議決を求めることについて」説明する。

- このたびの改正は、市民体育館の建替えに伴い、名称を函館アリーナに改め、ならびに函館アリーナの使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制を採用することとした函館市民体育館条例の一部改正に伴い、規定を整備しようとするものである。
- 改正の内容については、名称の変更に伴い、題名を「函館アリーナ条例施行規則」に改めるなど、関連する規定を整備し、また、利用料金制度の導入に伴い、使用許可の申請に係る規定を整備するとともに、使用料の後納、減免、還付に係る規定ならびに申請書等の様式を削除しようとするものである。
- 次に、議案第3号「函館市民体育館駐車場管理規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、議案第2号と同様に函館市民体育館条例の一部改正に伴い、規定を整備しようとするものである。
- 改正の内容については、名称変更に伴い、題名を「函館アリーナ駐車場管理規則」に改めるなど、関連する規定を整備し、また、利用料金制度の導入に伴い、使用料の納付、減免に係る規定を削除しようとするものである。
- なお、これらの規則の施行期日は、いずれも平成27年4月1日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第1号から議案第3号までは、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第2、「平成27年度使用小学校用教科用図書に係る説明会」を行う。

(秘密会につき、会議録省略)

■終了宣言

- 午後4時40分

議事録署名人 小葉松 洋 子
 " 佐 藤 敬 一

調製者庶務係 水 山 学